

会社合併とみなし配当課税

The Consolidation of Companies and Related Taxation in Japan

坂野 光俊
Mitsutoshi Sakano

〈目次〉

はじめに

第Ⅰ節 企業組織再編税制の導入と合併税制の変化

第Ⅱ節 みなし配当課税の改正

第Ⅲ節 みなし配当課税改正の意義

はじめに

合併税制は2001年税制改正において、企業組織再編税制の導入の中で大きく再編整備された。本稿は、この改正前後でみなし配当課税がどう変化したかを検討し、みなし配当課税改正の意義を明らかにしようとするものである。合併税制の改正は、会社分割税制の創設と関連した企業組織再編関連制度に係る税制再編の一環として実施されたものである。合併税制単独で検討することには限界があり、会社分割や現物出資、事後設立等に関する税制の改正と併せて議論しなければならぬものである。しかし、紙数の制約を考慮して、合併税制の改正とみなし配当課税改正との関連に焦点を当てることにする⁽¹⁾。

第Ⅰ節 企業組織再編税制の導入と合併税制の変化

1. 改正前合併税制の体系と主要税務

合併税制の仕組みは、合併法人に対する課税、被合併法人に対する課税、被合併法人の法人株主に対する課税、被合併法人の個人株主に対する課税の4つに大別できた（合併法人株主に対する課税は合併比率が適正であれば、原則として、課税関係は生じなかった⁽²⁾）。

1. 合併法人課税

(1). 合併差益金に対する課税

a. 合併税制のなかで最も重要とされていた合併差益金は、「合併法人（合併存続法人）が被合併法人（合併消滅法人）から受け入れた純資産の帳簿価額」（合併存続法人が合併により合併消滅法人から取得した資産に付した帳簿価額からその合併により引継ぎを受けた負債に付した帳簿価額を控除した金額）が「被合併法人の株主に交付した合併交付株式および合併交付金等の合計額」（合併存続法人のその合併直後の資本の金額または出資金額のうち、その合併により増加した部分の金額〈合併存続法人が合併により設立

された法人である場合には、その設立の時点における資本の金額または出資金額〉に合併存続法人が合併消滅法人の株主等に対しその合併により交付した金銭の額ならびに金銭および交付株式等〈その合併により合併消滅法人の株主に交付される合併存続法人の株式または出資をいう〉以外の資産の価額の合計額を加算した金額）を超える場合に発生した。

b. 合併差益金の構成要素としては、① 合併受入資産の帳簿価額を増額させたことにより発生した、いわゆる評価益からなる部分の金額、② 合併減資益金からなる部分の金額、③ 合併消滅法人の資本積立金額からなる部分の金額、④ 合併消滅法人の利益積立金額からなる部分の金額があるが、これらのうち②が課税対象となる合併差益金となるものとされていた。

c. 合併交付金（合併に際して新株の割当比率や端数を調整するために、合併消滅法人株主に対して交付される金銭等）が交付された場合には、合併交付金は新株と同質のものと考えて、純資産の受入帳簿価額から資本金と合併交付金との合計額を控除したものが、合併差益金となった。

(2). 合併消滅法人が合併存続法人の株式を所有していた場合には、合併によってその株式は合併存続法人に引き継がれ、合併存続法人が自己株式として所有することになる。この自己株式は相当の時期に処分しなければならなかった（旧商法211）。自己株式の処分の方法には、合併後に合併存続法人が減資の手続きにより消却する方法と、消却せずに第三者へ譲渡する方法とがある。合併存続法人が自己株式を消却した場合には、その消却損は全額が損金扱いとはならなかった。すなわち、まず、株式の消却によって発生する減資差益と相殺し、相殺しきれない残額がある場合には、その残額は損金の額に算入されなかった。合併存続法人が第三者に譲渡した場合には、その譲渡により発生する損益の額は、合併存続法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金または益金の額に算入された。

(3). 抱合株式（合併存続法人が合併前から所有していた合

併消滅法人の株式)に対して、合併存続法人が新株を発行する場合と発行しない場合とで、合併存続法人における税務の取扱いが異なっていた。合併存続法人が抱合株式に対して新株を発行する場合には、その結果自己株式を所有することになり、自己株式の売却損益は、合併存続法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金または益金の額に算入された。合併存続法人が抱合株式に対して新株を発行しないことにより抱合株式を消滅させた場合には、抱合株式の消滅による損失の額と新株を発行しないことにより発生する減資益の額の比較によって、課税関係が異なっていた。すなわち、減資益の額が損失の額より大きい場合には、相殺後の減資益の額は課税対象の合併差益金となり、合併存続法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入された。逆の場合には、相殺後の損失の額は損金の額に算入されなかった。

(4). 合併消滅法人の繰越欠損金は、合併存続法人の各事業年度の損金の額に算入できなかった(旧法基通4-2-18)。合併消滅法人の控除未済の繰越欠損金は、合併消滅法人の最終事業年度で打ち切りとなった。

(5). 法人税法は引継資産の帳簿価額は時価以下と定めていた。従って、法人税法では、合併消滅法人から引き継いだ資産の受入価額は合併時点の時価が上限価格であり、下限価格については制限がないので時価以下であれば合併消滅法人の合併直前の帳簿価額でもそれ以下でもよかった。

2. 被合併法人課税

(1). 被合併法人の最終事業年度(事業年度開始の日から合併の日までの期間)の所得に対する通常の法人税等については、合併法人(合併存続法人)が申告納付手続をする必要があった。

(2). 清算所得に対する課税は、被合併法人(合併消滅法人)において最も重要な税務問題であった。「合併法人(合併存続法人)が被合併法人の株主に対して交付する合併交付株式の価額(額面価格)と合併交付金等の合計額」が「被合併法人(合併消滅法人)の純資産の帳簿価額」を上回る場合に清算所得課税の問題が生じた。

合併存続法人における合併差益金に対する課税、または合併消滅法人における清算所得課税の問題が生じたのは、合併消滅法人の資産(合併消滅法人に超過収益力がある場合の営業権を含む)が合併存続法人に承継される際に帳簿価額の増額が行われた場合(資産の含み益がある場合に帳簿価額の増額を行わずこれを合併差損とした場合を含む)であった。したがって、合併消滅法人の資産に含み益があっても、帳簿価額の増額が行われない場合には、合併差益金課税および清算所得課税は生じなかった(ただし、合併存続法人が合併消滅法人の株式を有している場合には、帳簿価額の増額がなくても、合併存続法人において合併差益

金課税が生じる場合があった。)

合併消滅法人の資産の増額が行われた場合、その増額分が合併存続法人に留保された場合には、合併差益金課税が、また、資産の帳簿価額の増額分が合併交付株式または合併交付金等として合併消滅法人の株主に交付された場合には、清算所得課税が生じるようになっていた。

3. 被合併法人の法人株主への課税

合併消滅法人の株主が合併により交付を受ける株式等については、帳簿価額の付替えの問題が発生するとともに、一定のケースにあってはみなし配当課税問題および株式等の譲渡益課税の問題が発生した。

(1). 合併新株の額面金額と合併交付金等の合計額が、その交付の起因となった合併消滅法人の株式等の帳簿価額を超えるときは、その超える部分の金額のうち、合併消滅法人の資本等の金額からなる部分以外の部分の金額は、利益の配当とみなされた。個人株主の場合と異なり、旧株式の帳簿価額が関係した。

ただし、旧株式の帳簿価額が合併消滅法人の資本等の金額に満たない場合には、その満たない部分の金額は、投下資本の回収と考え、みなし配当ではなく株式等の譲渡所得として課税の対象となった。

したがって、a 合併新株の額面金額と合併交付金等の合計額、b 旧株式の帳簿価額、c 合併消滅法人の資本等の金額、という3者の大小関係により、みなし配当と譲渡益との発生の方が異なった。つまり、 $a > b > c$ という関係の場合には、aとbとの差額は全額がみなし配当となり、 $c > a > b$ という関係の場合には、aとbの差額は全額キャピタルゲインとなり、 $a > c > b$ という関係が成立する場合には、aとcの差額がみなし配当、cとbとの差額がキャピタルゲインとなった。

(2). 合併により取得した新株は、合併消滅法人の株式が合併存続法人の株式に転換されたものと考えられたので、新株式について一定の帳簿価額の付替計算が必要であった。イ. 新株のみの取得があった場合には、(1)被合併法人の株主(法人株主)は、所有する旧株(被合併法人株式)が新株(合併法人株式)に転換されたことから、税務上は、交換が成立することになる。交換も税務上は一種の「譲渡」とみられる関係から、原則として新株の時価をベースとして課税関係を律することになるが、(2)合併に関しては、旧法人税法施行令119条1項5号で、新株の評価額は、旧株のその合併の直前の帳簿価額を基礎として計算された額によることとし、①合併交付金等がない場合(かつみなし配当部分がない場合)には、その交換によって収益は実現されないものとされた。旧株の含みがそのまま新株に移ったのである(その旧株の合併直前の帳簿価額がそのまま新株の取得価額となる)。②その新株の価値にみなし配当

部分が含まれている場合には、そのみなし配当部分に課税関係が生ずることになった（特定株式等以外の株式では20%が課税対象）。また、ロ．新株と合併交付金の交付があった場合には、(1) 新株の額面金額等と合併交付金額の合計額が、旧株のその合併の直前の帳簿価額を超えない場合には、身代わり株式の取得価額の計算は、新株取得価額＝旧株の合併直前帳簿価額－合併交付金額、とされた。(2) 新株の額面金額等と合併交付金額の合計額が、旧株のその合併の直前の帳簿価額を超え、かつ、その新株の額面金額等が、その帳簿価額以上である場合には、身代わり株式の取得価額の計算は、新株の取得価額＝旧株の合併直前帳簿価額＋みなし配当金額（交付金銭に含まれる部分を除く）となった。(3) 新株の額面金額等と合併交付金額の合計額が、旧株のその合併の直前の帳簿価額を超え、かつ、その新株の額面金額等が、その帳簿価額以上である場合には、新株に付すべき取得価額＝新株の額面金額となった。

4. 被合併法人の個人株主への課税

(1). みなし配当問題と有価証券譲渡益課税

合併により交付を受ける合併交付株式（額面金額）と合併交付金等の合計額が合併消滅法人の資本等の金額からなる部分を超える場合、その超える金額がみなし配当として課税された。

合併存続法人から交付を受ける新株（額面金額）と合併交付金等の合計額とその交付の起因となった株式等に係る合併消滅法人の資本等の金額のうちいずれか低い金額が、個人株主所有の合併消滅法人株式等の取得価額を超える場合には、その超える金額については株式等の譲渡収入金額になると定義されていた（措法37の10④、旧措通37の10-7）。

(2). 個人株主が合併により取得した株式等の取得価額はどよう計算するかのポイントは、① 基本的には旧株の帳簿価額をもって、取得全新株の受入価額とする、② みなし配当、合併交付金等がある場合は調整を要する、という2点であった。その際、受領したものが合併新株のみかそれ以外に資産があるかによって2つのケースとなったが、詳細は省略する。

II. 企業組織再編税制の導入と合併税制の変化

1. 1997年の純粋持株会社設立の解禁、合併手続の簡素合理化、1998年の自己株式の取得・消却要件の緩和、1999年10月施行の株式交換・株式移転制度の創設、2001年4月施行の会社分割制度の実施という会社法関連の制度改正に対応して法人税法の改正も頻繁に行われた。

2. 新設の分割型分割の導入を中心とする商法改正に対応して創設された企業組織再編税制は、しかし、単に分割税制の導入ではなく、従来から企業組織再編の手法として活

用されてきた合併、現物出資、事後設立等に関する税制の改変を伴っていた。また、税制調査会法人課税小委員会は分割税制の創設と関連して従来の企業組織再編手法に係る税制のもつ問題点を併せて改正する必要を指摘していた³⁾。そのことは、法的形式は異なっても経済の実態において同じものがあり、それらの間で異なる課税を行うわけにはいかないことから当然のことであった。したがって、合併、分割（分社型分割と分割型分割）、現物出資、事後設立の範囲で統一的な税制を構築することが企図され、法人税法第2条第12の8号から第12の15号までにおいて、それぞれに組織再編成の定義が設けられた。

3. 組織再編税制の中心をなすのは、組織再編成により移転する資産等の譲渡損益の取扱いである。元来、法人がその有する資産等を他に移転する場合には、移転資産等の時価取引として譲渡損益を計上するのが原則である。しかし、この原則をそのまま適用すると、組織再編時に譲渡益課税により多額の税負担を強いられる可能性があり、そのことが組織再編を阻害するとの判断から、例外・特例措置を講ずることが図られた。しかも、租税特別措置法においてではなく、法人税法本法においてである。この特例を適用する際の要件として、組織再編が実施されても再編の前後において企業活動の経済実態に変化がなく、再編前と同様の実態が再編後も継続していることが設定された。すなわち、資産等の移転前後で経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、移転資産等に対する支配が再編後も継続しているものとして、譲渡損益の計上を繰り延べることになった（法法62条から62条の5までに原則と特例が示されている⁴⁾）。この特例を適用するケースを税制適格と称して、適格再編の要件が詳細に設定された。

4. 上記の当事法人に対する課税の改変と並んで、株主に対する課税も変更されることになった。それは特に合併・分割等をされる法人の株主に関してである。ここでも、実態にあった課税という観点から、株主が従前と同様の投資を継続していると考えられる場合には、株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとなった。

5. 合併や分割型分割における被合併法人や分割法人（分割される法人）の株主は、合併等（合併および分割型分割）に際して旧株の代わりに合併法人等（合併法人および分割承継法人）の新株を受け取るが、その取得した新株等が被合併法人等（被合併法人および分割法人）の利益を原資として行われると認められる場合には、配当が支払われたものとみなして課税するのが原則である（商法では、新株は合併法人等から直接被合併法人等の株主に交付されるとしているが、税法では、合併法人等からいったん被合併法人等に交付され、それが直ちに株主に交付されるものと処理されている）。ただし、適格組織再編の場合には、従前の

課税関係を継続させるという観点から利益積立金額は、合併法人等に引き継がれるものとして、したがって、配当とみなされる部分はないものとする。これがみなし配当に関連する特例である。

6. 本稿では企業組織再編税制全体について論ずる余裕はないので、従来からの企業組織再編の中心的手法であった合併がどのように再編整備され、それに伴ってみなし配当制度がどう変化したかを捉えることとする⁽⁶⁾。上記のような企業組織再編税制の基本的考え方を合併税制とその改正に即して再論すると次のようになる。(1) 当事法人課税に関連して：① 移転資産・負債に対する株主の支配が合併後も継続していると認められる場合には、適格合併として、移転資産・負債の譲渡損益の計上が繰り延べられる。② 適格合併では、被合併会社の課税関係を継続するとの考え方から、被合併会社の利益積立金が合併会社に引き継がれる。③ これらの改正を受けて、清算所得に対する課税は廃止された。④ 移転資産・負債に適用されていた諸制度や引当金についても従前の課税関係を継続し、⑤ 改正前には認められていなかった青色繰越欠損金の合併会社への引継ぎも一定の要件を満たせば認められることになった。(2) 被合併会社の株主に関連して：① 譲渡益課税：被合併会社株式と合併新株との交換は、一種の被合併会社株式の譲渡と考えられ、原則として被合併会社株主において譲渡損益が計上される。ただし、被合併会社株主が株式以外の資産の交付を受けない場合には、投資が継続していると認められ、被合併会社株主における譲渡損益の計上が繰り延べられる。② みなし配当：利益の資本組入れ部分に相当するものがある場合には、みなし配当は原則的に発生するものとされるが、ただし、適格合併においてはみなし配当は発生しないものと処理される。

Ⅲ. みなし配当制度改正の概要

A. 改正以前の旧所得税法第25条・旧法人税法第24条の概要：1. 2000年度現在の所得税法第25条第1項・法人税法第24条第1項は、法人の株主等が、当該法人から、①「当該法人の資本もしくは出資の減少又は株式の消却により交付される金銭その他の資産」、②「当該法人からの退社又は脱退により持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産」、③「当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金銭その他の資産」、④「当該法人の合併により交付される金銭その他の資産」を交付された場合に、(a) 個人株主の場合には、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本等の金額のうちその交付の起因となった株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、利益の配当または剰余金の分配の額とみなすということ、(b) 法人株主の場合に

は、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の起因となった株式の帳簿価額を超えるときは、その超える部分の金額のうち、当該法人の資本等の金額からなる部分の金額以外の金額は、利益の配当または剰余金の分配の額とみなす、というものであり、これが「1項みなし配当」の規定であった。

2. 同条第2項は、法人の株主等が、当該法人から金銭その他資産を受け取らないが、当該法人について次の各項目の「」内に書かれた事実が生じた際に、各項目の（）内に書かれた金額のうち、当該法人の株主等がその事実の発生のときに有する株式に対応する部分の金額は、「利益の配当又は剰余金の分配の額とみなし、かつ、当該事実の発生の時において当該法人からその株主等に対し当該金額の交付がされたものとみなす」というものであった。すなわち、①「利益又は剰余金をもってする株式の消却」（その消却した株式に対応する資本の金額）、②「利益積立金の資本又は出資への組入れ」（資本又は出資に組入れた当該利益積立金額）、③「解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅」（その分配がまず資本等の金額からされたものとした場合に計算される分配後の資本等の金額が、その継続又は合併に際し資本等の金額として当該法人の貸借対照表に計上されている金額に不足する場合におけるその不足額）。これが2000年度現在の「2項みなし配当」の規定であった。

B. 改正後のみなし配当制度：所得税法・法人税法の当該の条文の変更・改正は次の通りである。

1. 「2項みなし配当」規定の削除（所得税法と法人税法に共通）。

2. 「1項みなし配当」規定が改正されたこと、すなわち、所得税法（個人株主）においても法人税法（法人株主）においても、「金銭等資産の交付のある場合」のケースが、4ケースから6ケース〔①合併（適格合併を除く）、②分割型分割（適格分割型分割を除く）、③資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く）又は解散による残余財産の分配、④株式の消却（取得した株式について行うものを除く）、⑤自己の株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他政令で定めるものを除く）、⑥社員の退社又は脱退による持分の払戻し〕に変更されたが（このうち⑤は2001年6月の商法改正による金庫株解禁に伴う税制改正により追加された）、それは単にケースが増加しただけではなく、適格組織再編成を除外し、2号の新設と5号の追加であるが、そのうち実質的に重要な変更は5号であった。さらに、法人税法・法人株主の場合においてみなし配当金額の計算について当該株式の帳簿価額が無関係となり、所得税法・個人株主の場合と同様になったことである。

3. 法人税法では、さらに、所得税法にはない規定が、新しい第2項として、合併法人等が新株等の交付をしなかった場合に関連する規定として創設された。すなわち、①「合併法人、被合併法人又は他の被合併法人が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式」、②「分割法人の株式で次に掲げるもの。イ 分割承継法人が当該分割型分割の直前に有していたもの。ロ 分割承継法人が当該分割型分割により当該分割法人又は他の分割法人から移転を受けた資産に含まれていたもの」に対し、合併法人又は分割承継法人が、合併又は分割型分割による株式の割当及び当該株式以外の資産の交付をしなかった場合においても、当該合併法人又は分割承継法人が株式割当等（当該合併又は分割型分割による当該株式の割当又は当該資産の交付をいう。）を受けたものとみなして、第1項の規定を適用する、というものである。

次節で、これらの改正をより詳しく検討しよう。

第II節 みなし配当課税の改正

1. 合併における新株等の交付の考え方

合併法人が被合併法人の株主に新株等を交付する場合には、税務上は被合併法人等は移転資産の対価として合併法人等から新株を取得し、そして直ちにこれを株主に交付するものと解する。この場合の新株等の価値は、適格合併の場合には簿価純資産価額に該当する額、非適格の場合には時価となる。なお、合併法人が被合併法人等の株式を持っており、これに自己の株式の割当が行われなかった場合においても、いったん自己の株式の割当を受けたものとする。

被合併会社株主は、被合併会社株式と引換えに、合併会社から合併新株やその他の資産の交付を受ける。ここで被合併会社株主の投資が合併の前後で継続していると認められる場合には、従前の課税関係を継続させることが経済実態に即して妥当であるから、従前の被合併会社株式の帳簿価額を合併新株の取得価額とすることによって、被合併会社株式の譲渡損益の計上を繰り延べることになる。これに対して、合併によって被合併会社株主の投資がいったん回収されると認められる場合には、合併に伴う株式の交換は被合併会社株式の譲渡になるので、譲渡損益が計上されて課税されることになる。

法人税法は、投資の継続性を、被合併会社の株主が合併新株以外の資産の交付を受けるか否かによって判定することとしている。そして、被合併会社株主が合併新株のみの交付を受ける場合には、株式の譲渡損益の計上は繰り延べられ、合併新株の他に金銭等の資産の交付を受ける場合に

は、株式の譲渡損益が計上される（法法61の2②）。合併の適格・非適格は、ここでは関係がない。したがって、非適格合併であっても、合併新株のみの交付を受ける場合には、株式の譲渡損益の計上は繰り延べられる。

II. 株主における株式譲渡損益の課税

1. 原則（株式と金銭等が交付〈利益配当は除く〉される場合）では、①法人株主は合併期日に譲渡損益が計上され（法法61の2②、法基通2-1-22）、②個人株主は株式等に係る譲渡所得等の計上を行う（措法37の10④一）。また、譲渡損益計算の仕方は次のように譲渡対価と譲渡原価による。すなわち、譲渡対価は、交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の時価相当額からみなし配当を控除した額であり、これは被合併法人の資本等の金額であり（法令23①一、所令61①一、措通37の10-6）、（被合併法人の最終事業年度終了時の資本等の金額×（被合併法人の発行済株式数に占める合併直前所有の被合併法人株式数の割合）として計算される。譲渡原価は、旧株（被合併法人株式）の合併直前の帳簿価額（個人株主は取得価額の合計額）である。なお、合併法人株式の取得価額は取得のために通常要する価額となる（法令119八、所令109④四）。

2. 特例（株式のみが交付される場合）では、適格・非適格に拘わらず、被合併法人株主の旧株式の譲渡損益は発生しない。すなわち、①法人株主の場合には、譲渡対価・譲渡原価は同額（旧株の合併直前の帳簿価額）となるため、譲渡損益は発生せず（法法61の2②）、非適格でも、株式のみが交付される場合には譲渡損益は計上されない。なお、合併法人株式の取得価額は、被合併法人株式の譲渡損益が繰り延べられるため、その帳簿価額を引き続くことになる（法令119④五）。つまり、合併法人株式取得価額は、被合併法人株式の合併直前の帳簿価額にみなし配当と取得費用を加えたものとなる。②個人株主の場合にも旧株の譲渡所得は発生しない（措法37の10④一）。なお、合併法人株式の取得価額は、被合併法人株式の譲渡損益が繰り延べられるため、その帳簿価額を引き続くことになる（所令112）。つまり、合併法人株式の1株当たりの取得価額は、被合併法人株式1株の従前の取得価額に1株当たりみなし配当と1株当たりの取得費用を加えた額を、旧株1株について取得した合併法人株式数によって除したものである。

III. みなし配当課税

みなし配当に関しては、税務上の適格合併かどうかによって課税関係が変わってくる。すなわち、①適格合併では、移転資産・負債の譲渡損益は計上されず、被合併会社の利益積立金も合併会社に引き継がれるので、みなし配当が生じる余地がない（法法24④一）。②非適格合併では、

移転資産・負債が時価で評価されるので、合併新株等はa 拠出した資本（資本金および資本積立金部分）の払戻しと、b 留保利益（利益積立金部分）および移転資産の譲渡益という、異なる2種類の性格をもつ原資によって構成されることになる。このうち実質的に利益の配当としての性格をもつbの利益積立金と譲渡益が合併によって合併会社の資本金に組み入れられると、被合併会社の利益が株主側で配当課税を受けることなく合併会社の資本金として半永久的に拘束されることになり、配当課税の機会が失われてしまう。これを回避するために、利益（bの部分）の資本組み入れに対して、被合併会社株主にみなし配当課税が行われ、合併会社に源泉徴収義務が生ずる。みなし配当は、法人税法上、受取配当の益金不算入制度の適用を受け、所得税法上、配当控除制度の適用対象となる。すなわち、配当とみなされるのは、合併に伴って被合併会社株主に交付される合併新株等の金額が、被合併会社の資本金および資本積立金の合計額のうちその株主の所有していた被合併会社株式に対応する部分を超える超過額、すなわち被合併会社における移転資産・負債の譲渡損益課税後の利益積立金対応額である（所法25①、法法24①）。

また、被合併会社株式1株当たりみなし配当額＝被合併会社株式1株当たり合併新株（時価）および合併交付金額－被合併会社株式1株当たり資本等の額、となる。

みなし配当額の計算の基礎となる被合併会社の資本金および資本積立金の合計額のうちその株主の所有していた被合併会社株式1株に対応する部分は、次式で算定される。

被合併会社株式1株当たり資本等の額＝（被合併会社の資本金および資本積立金額）／（被合併会社の発行済株式総数）。

IV. 合併により取得する自己株式の取扱い

1. 被合併法人が合併前から保有している合併法人の株式は合併後に合併法人の自己株式になる。商法改正により、会社は自己株式を保有しつづけることができ、任意に消却・処分できるようになった。それに応じて税法上の取扱いが改正され、改正前には株式の消却時点での課税であったのが、改正後には自己株式の取得時点での課税となった。すなわち、株主に対して利益積立金額および資本等の払い戻しがあったものとされる。これにより、株主において、みなし配当および株式譲渡損益が認識され、発行法人において、みなし配当に相当する利益積立金額が減少する（法法24①五、法法二十八ヲ）。ただし、合併による自己株式の取得は、一般の自己株式の取得とは区別される「特別な場合」として、みなし配当の課税対象から除外されている（法令23③四）。したがって、この場合には、発行法人の利益積立金額も減額しない。

2. 合併により取得した自己株式の消却については、株式の消却が行われた場合の発行法人における税法上の取扱いに関して2つの異なるケースがある。①取得した株式について行う場合には、株式の取得時点ですでに利益積立金額の減少処理が行われているため、消却時点では資本等の額のみが減少し、いわゆる強制消却である。②それ以外の場合には、株式消却時に資本等の額および利益積立金額が減少することになる。

合併により受入取得した自己株式の消却については、株式取得時に利益積立金額の減少処理は行われていないが、「取得した株式について行うもの」に該当し、消却株式の帳簿価額（受入価額）相当の資本等の額が減少する。

3. 従前の株式消却は、資本減少の手続きによって行われていたため、「減資」と「株式消却」の区別は明確でなかったが、改正後には、株式の消却がなされる場合には、資本減少の有無にかかわらず、「株式消却」として区別され、「減資」は株式消却を伴わないものに限定されることになった。

V. 代用自己株式の取扱い

合併に際して通常行われる新株の交付に代え、合併法人が保有する自己株式または被合併法人から承継した自己株式を被合併法人の株主に交付する場合、この自己株式を「代用自己株式」というが、金庫株解禁で代用自己株式が広く利用される可能性が増大した。代用自己株式の移転に伴う譲渡損益の取扱いは、①合併法人が合併前から保有していた自己株式を代用自己株式として交付する場合には、合併により交付した自己株式の合併直前の帳簿価額に相当する金額が、自己株式譲渡に伴う譲渡収入および譲渡原価となる。②被合併法人が合併前から保有していた合併法人の株式で合併により自己株式となったものを代用自己株式として交付する場合には、代用自己株式移転時の譲渡収入および譲渡原価は、適格合併の場合には、ともに受入価額（被合併法人の帳簿価額）であり、非適格合併の場合には、両者ともに受入価額（合併時点の価額）となる。

VI. 抱合株式の取扱い

1. 合併法人が合併前から保有している被合併法人の株式および被合併法人または他の被合併法人が保有する被合併法人の株式を抱合株式といい、改正前には、被合併法人の株主が合併法人であれば、合併新株を割り当てないことにより生ずる株式消却損の範囲内で、課税が行われることなく受入資産の評価益を計上することが可能であった。しかし、改正後の企業組織再編税制においては、適格合併は被合併法人の資産・負債の簿価引継ぎ、非適格合併では時価譲渡が強制されているため、税法上認識されていない含み

益や営業権を課税されない範囲で調整して受入れることはできない。また、抱合株式に対して合併新株が交付されるか否かにより課税関係は異なることとされている。

2. 合併における抱合株式の税法上の取扱いのポイントは次の通りである。(1) 抱合株式に対して合併新株等の割当が行われない場合においても、税法上は割当が行われたものとみなして、被合併法人の資産等の譲渡損益を計算する(法法62①)。非適格合併の場合には、一般の株主と同じ基準により、株主である合併法人においてもみなし配当および株式の譲渡損益が生ずる場合がある(法法24②、61の2④)。(2) 抱合株式に対して合併新株の割当を受けない場合において、割当を受けたものとみなされる「自己の株式の帳簿価額に相当する金額」は資本積立金額の減算項目とされる(法法2十七ラ)。資本積立金額から減算される「自己の株式の帳簿価額に相当する金額」(法基通12の2-1-3)は、適格合併では、合併法人における抱合株式の帳簿価額であり、非適格合併では、株式のみの交付の場合には、合併法人における抱合株式の帳簿価額にみなし配当を加算したもので、株式以外に資産の交付がある場合には、交付を受けたものとみなされる自己株式の資産・負債の移転時の価額とされている。

3. 合併により抱合株式に対し株式割当を受けた(受けたものとみなす場合を含む)場合、合併法人への自己株式の割当は、法人税法第24条第1項第5号に規定する「自己株式の取得」に該当するが、自己株式の取得を要因とするみなし配当課税の対象から除外されている(法令23③五)。ただし、合併により割当を受ける株式については同条同項第1号によりみなし配当の対象とされており、非適格合併の場合、被合併法人の株主である合併法人にみなし配当が生ずるのである。

Ⅶ. 自己株式の税務

1. 自己株式の取得について、平成13年6月の商法改正以前には、税法上の取扱いは、取得の目的およびその後の処理の方法に応じてそれぞれ異なっていた。商法改正以後に、自己株式の取得とその処理との関連性が断ち切れ、その取得時における統一的な取扱いを定める必要が生じたため、商法改正を受けて税法も改正された。

2. 原則的な取扱いとしては、(a) 法人株主の場合には、発行人が自己株式を取得した場合、税法上は発行人が当該取得した自己株式に対応する利益積立金額および税法上の資本等の額を株主に払い戻したものと考える。① 株式を譲渡した株主は、当該自己株式の譲渡対価のうち、発行人の利益積立金額からなる部分の金額をもってみなし配当を認識し、発行人の資本等の額からなる部分の金額と当該譲渡した株式の譲渡原価との差額をもって譲渡損益

を認識する。② 法人株主の譲渡損益の額は、有価証券の譲渡損益に関する一般的な規定により算定される(法法61の2①)。(b) 個人株主の場合には、① みなし配当の額の算定方法は、法人株主と同じであり(所法25①五)、② 譲渡所得の算定方法も法人株主の場合と同じである。譲渡収入の額は、発行人から交付を受けた金銭等からみなし配当を控除した金額であり(措法37の10④)、譲渡原価の額は、1株当たりの取得価額に譲渡した株式数を乗じて計算した金額に譲渡に要した費用の額を加算した金額となる(所法33、所法48③、所令118)。(c) 発行人における取扱いでは、利益積立金額のうち当該取得した自己株式に対応する部分の金額(みなし配当の額に相当する金額)を利益積立金額から減算する(法法二十八ヲ)。取得した自己株式の取得価額は、購入の代価から当該自己株式の取得により減少する利益積立金の額を減算し、購入手数料等の付随費用を加算した金額とされている(法令119①一)。

3. 上記原則の場合と異なる例外的ケースに、証券取引所における購入等と個人株主からの公開買付けの場合がある。(1) みなし配当の認識が適当でない一定の自己株式の取得については、株主においてみなし配当が認識されないこととしている(法法24①五かっこ書)。当該規定によりみなし配当が認識されない自己株式の取得には、① 証券取引所の開設する市場における購入、② 店頭登録銘柄として登録された株式の店頭売買による購入、③ 営業の全部の譲受け、④ 合併、分割または現物出資による被合併法人、分割法人、被現物出資法人からの移転、⑤ 合併または分割型分割の際に、法人税法第24条第2項各号に定める抱合株式等に対し株式の割当を受けた場合または割当を受けたものとみなされた場合における、その株式割当等、⑥ 端株買取請求権に関する規定による買取、がある。これらが、みなし配当が認識されない理由は、①と②では、取引の相手方が特定できないか、特定可能であっても、購入者がたまたま発行人であることを理由に売却株主の課税が異なることは容認されないためであり、③と④では、承継した事業にたまたま自己株式が含まれていただけで、利益の払戻しの性格が薄いため、と思われる。これらのケースでは、株主はみなし配当を認識しないので、譲渡損益の計算は、株式を発行人以外へ譲渡した場合と同じである。

(2) 上場会社等が発行人として平成17年3月31日までの間に公開買付けにより自己株式を取得した場合において、個人株主が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡については、みなし配当は認識されない(措法9の4)。法人株主が公開買付けに応じた場合には、原則通りみなし配当は認識される。発行人における取扱

いについては、公開買付けに応じる株主が個人である場合の特別な規定はないから、個人・法人にかかわらず、上記の原則的な取扱いが適用され、公開買付けによって取得する自己株式のすべてについてみなし配当に相当する額の利益積立金額を取り崩すことになる。

4. 税法上、発行法人がその取得した自己株式（上記のみなし配当を認識しない方法で取得した自己株式を含む）を消却した場合には、その自己株式の帳簿価額を資本等の額から取り崩すこととされている。当該取り崩すべき金額は、株式消却の直前における自己株式の帳簿価額の合計額を自己株式の総数で除し、これに当該消却に係る株式数を乗じて計算した金額である。また、取得した自己株式の帳簿価額は、取得の際にみなし配当が認識されるか否かにより異なる。すなわち、みなし配当が認識される方法により取得した自己株式の帳簿価額については、利益積立金相当額が控除されているのに対して、みなし配当が認識されない方法により取得した自己株式の帳簿価額は、利益積立金相当額を含んでいる。

取得した自己株式を消却する際には、みなし配当が認識されたか否かにかかわらず、保有する自己株式1株当たりの帳簿価額を資本等の金額から取り崩すことになる。

5. 平成14年の法人税法改正までは、自己株式の処分は、会計上損益取引とされ、税法上も譲渡損益が認識される取引とされていたが、改正後は、自己株式の譲渡により生じる譲渡損益に相当する金額は資本積立金額の増減として処理されることと規定された。すなわち、譲渡損益の計算における譲渡対価の額は、当該自己株式の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とされるため、譲渡損益は生じず（法法61の2⑤）、実際の譲渡対価の額から当該自己株式の譲渡直前の帳簿価額を減算した金額は、資本積立金額を構成する（法法2十八口）。

VIII. 減資と法定準備金の税務

1. 資本または出資の減少には資本金のみの減資（有償または無償）と株式の強制消却による減資（有償または無償）の2ケースがあるが、税務上の取扱いは、前者では資本または出資の減少（株式の消却を除く）（法法24①三、法法61の2⑦）として、後者では、株式の消却（自己株式の消却を除く）として処理される（法法24①四、法法61の2①）。

2. 税法上は、株主に交付する金銭等の額が、利益積立金額と税務上の資本等の金額の双方からなるものとして取扱い、利益積立金額からなる部分の金額が株主においてみなし配当と認識され、資本等の金額からなる部分と譲渡原価との差額をもって譲渡損益が認識される。この点は、株式の消却の場合と同様であるが、「対応する資本等の金額」

は株式の消却の場合と異なっている。

IX. 株式の消却

1. 株式の消却方法には、自己株式を取得して消却する任意消却と株主が株式を保有したまま消却する強制消却があり、強制消却には、①商法の資本減少の規定に従って資本を原資として行う強制消却と②定款の規定に基づき配当可能利益を原資として行う強制消却とがある。しかし、税法上の取扱いは、次の2つに区分される。すなわち、①自己株式の消却のケースと②その他の株式の消却（＝強制消却）の場合である。①についてはすでに触れたので、ここでは②について検討する。

2. 株式の強制消却の取扱いでは、税法上は、株主に交付する金銭等の額が、利益積立金額と税務上の資本等の金額の双方からなるものとして取扱う。そして、利益積立金額からなる部分の金額が株主においてみなし配当と認識され、資本等の金額からなる部分と譲渡原価との差額をもって譲渡損益が認識される点は、株式が消却されない資本または出資の減少の場合と同様である。違いは、資本等の金額からなる部分の算定方法にある。①株式が消却されない場合には、前事業年度末の税務上の純資産額に交付金銭等の額の占める割合を基礎として、資本等の金額からなる部分を算定する。②株式が消却される場合には、発行済株式総数に消却株式数の占める割合を基礎として算定する。

これらの諸規定は、「2項みなし配当」が廃止になっても、譲渡益課税とみなし配当課税に関して課税漏れが生じないようにするための諸措置を含んでおり、みなし配当に関していえば、資産等の交付の時点で「1項みなし配当」として捉え得るように手当てしたものである。

第III節 みなし配当課税改正の意義

1. 前節で検討したみなし配当課税制度の改正は、如何なる意義を有するかを考察することが、本節の課題であるが、この改正の背景・根拠・意義について検討することは、さほど容易なことではない。その一つの理由は、課税当局が、通常の税制改正とは異なり、一切説明をしていないことである。通常なら、政策当局が立法の趣旨を説明する筈であるが、この場合には何の説明もされていない。みなし配当のような法人税制の基本に関わる問題で政策当局からの何の説明もないということは、極めて異例と言わざるを得ない。第二は、そしてこれが中心的な理由であるが、この改正が極めて多面的な関連の下で実施されており、その意義の解明のためには、多方面にわたる考察を必要とするからである。

2. 実務家や研究者が、いくつか推測しているようであるが、私は未だ納得いく説明に遭遇していない。例えば、ある実務解説書では、①「2項みなし配当」の課税論理と制度は、実務面ではきわめて理解しにくいものであり株主に不満の多いものであったこと、②緊急経済対策等の観点から、上場会社の利益消却促進を期待する商法改正等が行われ、その際、「2項みなし配当」課税が行われると株主や税の現場が混乱するおそれもあったことから、旧措置法9条の5等により「2項みなし配当」課税を凍結する措置がとられてきたが、これらの経緯をふまえて、企業組織再編税制にあわせてみなし配当課税制度全般を見直して「2項みなし配当」を廃止したのだ、と推測している⁽⁶⁾。

しかし、このように、現場が混乱する、株主が不満である、株式消却や企業組織再編の促進にとり障害である、という理由から廃止するのなら、「1項みなし配当」も廃止されるだろうし、もっと以前に廃止すべきであったろう。何より、「2項みなし配当」廃止の論理と「1項みなし配当」堅持の論理とが両立し得るのかという課税論理上の大問題を引き起こすであろう。

3. 武田昌輔氏は1990年の商法改正以後の論争においては、みなし配当課税は法人擬制説に基づく二重課税調整からして不可欠の制度であるとしていたが、今回の改正後には、改正は妥当な措置として容認する、という首尾一貫しないスタンスをしめした⁽⁷⁾。

渡辺徹也氏は、「2項みなし配当」の廃止は、みなし配当規定の廃止の方向を意味するものではなく、「1項みなし配当」規定への統合・吸収を意味するものとして捉え、「2項みなし配当」の諸規定が妥当していたケースについて、資本の部の表示の改訂、付替計算にまで及ぶ詳細な検討をして、課税漏れではなく、課税繰延であること、すなわち、後日資産の交付がなされる場合に「1項みなし配当」として捕捉できる仕組みが設定されていることを論証しようとしている⁽⁸⁾。しかし、氏の論証は、例えば、利益積立金の資本組入れのケースについてみると、組入れ時課税から処分時課税へと課税繰延がいつか実施されているかを示したものであるが、これによって、「2項みなし配当」が「1項みなし配当」に吸収され、組入れ時から処分時へと課税が繰り延べられただけで、みなし配当課税の論理は貫徹していると評価するには、重要な1点が欠落している。すなわち、組入れ時課税から処分時課税への時間の経過の中で、株主の変転が生じること、それによって組入れ時の納税義務者と処分時課税の納税義務者とが一致しない可能性があるという大問題が発生する（企業組織再編税制における適格合併では、利益の資本への組入れ自体が繰り延べられるので、この指摘は当たらないが、非適格合併においてはこの指摘が妥当する事態が進行する）⁽⁹⁾。

前述のように、課税当局は改正の背景・根拠・意義について、明確な説明をしていない。もし、渡辺氏のような整理・解釈が成り立つならば、課税当局は手を振って、そのように説明することが可能であろう。しかし、そうした説明は聞かれない。それは、そのような理由をあげるとすると、直ちに株主・納税義務者の変転問題が指摘されて、本来の納税義務者が租税債務を負わず、非義務者が納税義務を負うという、許容しえない事態が生ずることを指摘されて、課税論理は崩壊するであろう。したがって、課税当局はそうした説明をしない、否むしろ、説明できないと言わなければならない。

もし、このように考えることができるとすると、みなし配当課税の論理は、元来、証券市場・資本市場において株式が流通すること、すなわち、株主が絶えず変転するという公開株式会社の論理をそのうちに組み込んでいない、という重大な問題に発展する。しかし、この点はここではこれ以上立ち入らないで、後日に展開することにする⁽¹⁰⁾。

4. 以上のような研究動向のなかで、われわれはどう考えるべきであろうか。まだ中間的・仮説的な段階での結論でしかないが、以下のように考える。

2001年のみなし配当改正が企業組織再編税制の導入及び金庫株解禁と同年度に実施されたことに示されているように3つの改革・改正が併行して進行したということ捉えることが重要である。

第1に、1990年代のバブル崩壊後の長期停滞のなかで、経済界においては企業の配当可能利益の減少があり、他方、バブル期のエクイティ・ファイナンスの盛行と企業利益の膨張のなかで資本準備金の増大（およびその高水準での持続）が進展していたことである。つまり、この膨張した資本準備金・法定準備金を配当可能利益にまわしたいという、企業経営者・株主・投資家たちの強い要望が存在していたことである。これが、会社法の規定における従来からの欠陥の是正と関連して、法定準備金規制の緩和を引き起こす強い力として作用し、法定準備金規制の緩和が会社法改革・商法改正の課題として登場したわけである。

第2は、企業組織再編成の促進が、経済界にとり国際競争力強化のための喫緊の課題であったことである。1997年における独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁、1999年商法改正による株式交換・株式移転の導入、同年の産業活力再生特別措置法の制定、2000年の会社分割法制の導入等々は、そうした制度の準備が進行していたことを示している。この企業組織再編成は、言うまでもなく、不可避的に株式取得・株式買収・株式消却等々の株式所有の変更・転換を伴うが、これは、税務上の問題として、株式譲渡損益課税問題とみなし配当課税問題をともなうことになる。

第3に、わが国における企業集団のありようの一大特徴は株式の相互持合いであることは、周知の事実であり、それが現在及び将来の企業経営の足かせになるとして、持合い解消が重要な資本市場政策となっていることもよく知られている。さて、こうした株式の相互持合構造の下で、企業組織再編成が進展する際には、単に、株主の課税問題が生ずる（そしてそれが、再編の障害にならないように税制が改正されることが求められる）のみならず、自己株式の自由な取得・消却・保有が求められることになる。また、企業組織再編成に伴う新株発行の代わりに、自己株式が代用株式、身代わり株式として使用され、また抱合株式の取扱い問題が発生する等々のことが出来ることになる。金庫株解禁が企業組織再編成と同時に要請されることになる必然性がここにある。

かくして、これら3過程の進展のなかで、自己株式の取得・保有が自由化され、規制緩和されても、債権者保護を無視しえない商法・会社法の立場としては、財源規制を除外することはできない。すなわち、自己株式の取得は配当可能利益の範囲内でしか行えないという財源規制は外すわけには行かない。一方で、配当可能利益の範囲の拡大（資本準備金・法定準備金の取り崩し）への要求と、他方での自己株式に関する譲渡損益課税問題とみなし配当課税問題の頻発の可能性、この事態への対処の必要性、株式消却に関する特例措置の延長と拡充（＝本法化と恒常化）の要請等が生じ、ここに2項の廃止と1項における5号（自己株式取得）の設定という改正が重要な意義をもつ。

かくして、これらの諸事情は、2001年度をして、会社法・法人税法の大改正の時期とする展開をもたらすと同時に、企業会計・証券取引法会計の改革が、進行することになる。

5. 他方で、課税の論理としては、新しい制度が合理的に説明できないという事情があるのも事実である。前稿⁽¹⁾の結論部分で示したように、1995年からの株式消却に伴うみなし配当課税の特例措置（課税の一時凍結）の意義は多義であるが、それらは、すべて現行法人税制の根幹にか

かわる論点ばかりである。「2項みなし配当」が法人税法の基本原則から発しているとする、その廃止は、それらの基本原則の再検討とその再構築を要請する。それ故に、ことは簡単ではない。つまり、これまで一体のものとして体系化してきた1項と2項とを分断し、一方を堅持して、他方を撤廃する、という論理が構築できるか、というディレンマに陥っている。精々、資産の交付があるから不満が激しくない、という納税者・株主の態度に依存して当面を糊塗しているに過ぎない。

6. にも拘わらず、現実からの要請によって、弥縫策的・応急的に対応したのが、前記特例措置であり、その延長線上に、「2項みなし配当」の廃止が実現した、としか表現のしようがない、という評価を下さざるを得ない。

1990年代以降のみなし配当課税問題をめぐる展開は、単に、「2項みなし配当」規定の廃止で問題解決とはならないような、現代の高度ファイナンス経済化のグローバルな展開、国際競争の激化と企業組織再編成の劇的展開の中で、長期停滞からの脱出策を必死で模索しているわが国において、法人税制・企業会計・会社法の現代化という課題を負わされている状況の中で、過去との断絶をなしえないわが国課税当局が、現段階的な政策論理・立法論理を構築できない姿を表現している、と考えるべきであろう。

それは、日本型という特異な資本主義・経済構造によって戦後の驚異というべき発展を遂げた成功体験を捨てきれない政策当局（および、わが国企業社会ひいては国民全体）の限界を示しており、その成功体験の基礎にある日本型構造を転換しきれずに、21世紀型のグローバル資本主義の新しい企業行動様式とそのインフラを構築し得ていないという客観条件・状況によって制約され、規定されている。

以上、合併税制とみなし配当の改正との関連を素材に、2001年みなし配当改正の意義を検討して、中間的・仮説的結論を引き出した。この結論が検証可能かどうかの検討は、今後の課題としたい。

注

1. 合併についての法的説明を、以下の本稿の展開に必要な限りで最小限確認しておく、以下の通り。「合併とは、法定の手続きに従ってなされる会社間の行為であって、当事者たる会社の一部または全部が解散し、その財産が清算手続を経ることなく包括的に存続会社または新設会社に移転すると同時に、その社員が存続会社または新設会社の社員となる効果を伴うものをいう。…合併の形態（法律上の形式）には、当事会社の一つが存続し他の会社が解散して前者が後者の財産および社員を引き継ぐ吸収合併（併合合併）と、当事会社のすべてが解散して新たに一つの会社を設立し、後者が前者の

財産および社員を引き継ぐ新設合併（新立合併）とがある。実際に行われるのは吸収合併がほとんどであって、新設合併はあまり行われない（昭和56年版公正取引委員会年次報告によれば、吸収合併954件に対し新設合併は7件）。経済的勢力が同等で実質的に対等の条件下にある企業同士が合併する場合にも、法律上は吸収合併の手続をとるのが通例である（そのような場合、新商号が採用され、外観上は新設合併がなされたようにみえることが少なくない。）（上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版 注釈会社法（1）』有斐閣1985年114頁、116頁）

「合併により、解散した会社の資産、負債、権利、義務は包括的に存続会社又は新設会社に移転し、解散会社の社員・株主は存続会社又は新設会社の社員となる。これと同時に消滅する会社は、特別な清算手続を経ずに解散する。…合併、会社分割、営業譲渡は営業の承継を伴う企業再編の手法という点で共通している。しかしながら、営業譲渡は営業の全部または一部の個別的承継で権利義務のひとつひとつについて移転手続を行い対抗要件を具備しなければならないが、合併と会社分割は営業の包括的な承継であり、個別の移転手続や対抗要件は要しない。合併と分割型会社分割の法的効果は類似しているが、合併では被合併会社は当然に解散し消滅するのに対して、会社分割では、当然には消滅しない点で相違している。…合併の目的には、企業規模拡大によるシェアの拡大、間接コスト削減、他社の救済、グループ内企業の統合・整備などがある。また、他の組織再編手法と組み合わせることによって目標とする組織形態へ移行することも考えられる。」(日本公認会計士協会東京会編『企業再編の手法と会計・税務』税務研究会 2002年 109頁)

- 改正前の合併税制については、以下の諸文献の該当箇所を参照。山田淳一郎編著『M&Aのすすめ 合併・買収・営業譲渡の実務マニュアル』日本法令 1997年 (76-166頁)、瀬戸研一・土田秋雄『企業の統合・分社の計画と税務』清文社 1997年 (367-427頁)、商事法務研究会編『会社の合併ハンドブック 新訂第3版』商事法務研究会 2000年 (565-652頁)、鈴木義行編『M&A実務ハンドブック』中央経済社 2000年 (106-153頁)、東京北斗監査法人編著『合併・分割・株式交換等の実務』清文社 2000年 (91-293頁)
- 平成12年6月2日の法人課税小委員会の説明資料は、改正前の企業組織再編に関連する税制の問題点について、当時の現物出資・合併・みなし配当に関連して、以下のように指摘していた。

現物出資の問題点3点。1. 含み損のある資産を現物出資して子会社を設立する場合、含み損が損金となる一方、含み益のある資産を現物出資して子会社を設立する場合には、圧縮記帳により課税所得が生じない仕組みになっている。損失が出る時には損金として、利益が出る時には圧縮記帳をもって課税の繰延をして、所得を発生させないことができる。2. 親会社が圧縮記帳により損金計上できる金額は、「譲渡利益金額の範囲内であれば任意」とされている。親会社の方は、この圧縮記帳により帳簿価格まで価値の落ちる子会社株式について、その会社にもし5年前の繰越欠損金があったり、当期の欠損や含み損があった場合には、そこまで利益を計上したりして、利益調整ができてしまう。3. 子会社株式の保有割合要件は、商法上、会社設立のための発起人が7人以上とされていた点を考慮し、100%とせず95%以上とされていたが、現在では、商法改正により発起人1人でも会社設立が可能となっている。95%要件の理屈がなく、現在では1人会社が認められているので100%に戻すべきである。

合併における5つの問題点。1. 株式の買取りや営業譲渡により企業買収を行う場合、株式や資産の時価取引としてそれらの譲渡益に対する課税が行われるが、合併により企業買収を行う場合には、株主、合併法人及び被合併法人のいずれにおいても課税の繰延べを行うことができる仕組みとなっている。2. 被合併法人において過去に損失が生じたことなどにより、合併時に欠損金(利益積立金のマイナス)がある場合、合併により受入資産の評価益を計上しても、その欠損金

の額に達するまでの金額には課税が行われないことになる。3. 被合併法人の青色欠損金は、どのような合併の場合であっても合併法人への引継ぎを認められない仕組みとなっており、これは少し厳しすぎるのではないかの議論がある。4. 合併法人は、合併による受入資産を時価以下で任意に評価換えして評価益を計上できるものとされており、長期間にわたって保有する固定資産の含み損を短期間で処分する棚卸資産や有価証券の含み益によって補填することができる。5. 清算所得とみなし配当の金額は、合併法人から交付を受ける株式の額面金額に基づいて計算するものとされているが、額面金額を基準としてこれを計算する理由が乏しいという論点である。すなわち、みなし配当と清算所得の関係が額面ベースで行われている。これは「合併に際して評価益の強制計上をしない」という商法上の趣旨によるが、現在の資本というのは、額面と株数との間の関係が薄れているので問題ありということになる。

みなし配当にかかる問題点。資産の交付がない場合のみなし配当は、受取配当等の益金不算入の対象となり課税対象とならない一方で、そのみなし配当相当額だけ株式の帳簿価額が増額されることから、その株式の時価法による評価益の過少計上や評価損の計上、あるいは譲渡をした場合の譲渡益の過少計上や譲渡損の計上を通じて課税所得を減少させる結果となるとの指摘がある。これは、受取配当の益金不算入相当額だけ帳簿価額の付替えが起こることにより、将来の株式の譲渡益課税が逃れられるということである。(本郷会計事務所+鳥飼総合法律事務所『企業組織再生プランの法務&税務』清文社 2001年 115-120頁)

- 成道秀雄編著『M&Aの会計・税務・法務』中央経済社 2001年 (84-87頁)
- 第Ⅱ節の改正後の合併税制とみなし配当課税との関連については、当該箇所でも一々指摘するのは煩瑣であるので、ここで一括して、以下の諸文献の該当箇所を示す(他で引用されているものは除く)。経団連経済本部税制グループ編著『新しい企業組織再編税制』税務研究会 2001年 (58-72頁)、土岐敦司・辺見紀男編著『企業再編のすべて』商事法務研究会 2001年 (232頁)、KPMGピートマーウィック編『企業組織再編の税務』中央経済社 2001年 (89-118頁)、堀三芳監修『税理士のための法人税実務必携 平成13年版』清文社 2001年 (442-455頁)、山本守之『企業組織再編の税務』税務経理協会 2001年 (29-72頁, 111-116頁)、中東正文・竹内陽一編『会社分割・合併の法務と税務』清文社 2001年 (82-108頁, 278-302頁)、山田静治編『合併・営業譲渡等の税務』大蔵財務協会 2002年 (1-42頁)、鳥飼重和・大野木孝之監修『合併・分割 改訂版』税務経理協会 2002年 (57-87頁)、新日本アーンストアンドヤング『組織再編税制の実務ガイド』中央経済社 2002年 (106-135頁)、中津幸信『企業組織再編の法務・会計・税務』中央経済社 2002年 (139-157頁)
- 山田淳一郎監修『企業組織再編 会計・税務の実務』税務経理協会 2001年, 56-57頁
- 武田昌輔「民商法と課税問題(五)(七)(八)」『会計』141巻1, 3, 4号, 同「会社合併・分割・株式交換等に伴う評価差に対する課税の繰延べ—会社合併等の清算所得課税の廃止論—」(『税研』2002年5号)を参照。
- 渡辺徹也『企業活動と租税回避』(中央経済社 2002年)。渡辺氏は同書第4章第3節(252-261頁)および第4章補論(264-290頁)において、この点の詳細な検討をしている。な

お、この点を渡辺氏自身の言い方で確かめておこう。「新法のもとでは、旧所得税法25条2項（および旧法人税法24条2項）が課税対象としていた取引を行っても、もはや課税されることはない。ただし、これは取引時における課税が見送られるだけであり、新法が永久に課税を放棄したのではない。かつて2項みなし配当とされていた法人利益の株主段階における課税は、当該法人に解散等一定の事象が生じるまで、原則として繰り延べられることになる。新法は、利益の資本組入れについて、後から1項みなし配当課税を行う方法であり、……。何れにしても、後から課税するには、そのための仕組みが必要である。新法は、資本積立金額の概念を拡張することによって、それを可能にした。すなわち、商法上どのような会計処理が行われても、税務上は適正な配当課税を行いうるような措置を講じたのである。」（同書264-265頁）「2項みなし配当」廃止の効果を（完全な非課税ではなく）課税繰延べとするために、法人税法は法人側における『資本等の金額』の調整を要求する。具体的には、組み入れられた利益の額だけ、資本積立金額が減額される。……この処理によって、法人が解散した場合には、その段階で所得税法25条1項3号によるみなし配当課税ができる。マイナスの資本積立金額とは、資本金の調整勘定ないし評価勘定であり、その目的は『資本等の金額』を税法上適正な額に保つことにある。このやり方は、最低資本金に達するまで利益積立金額の資本組入れについて、みなし配当課税を凍結したかつての措置法9条の3と比べると、譲渡所得への転換を認めない点で異なる。すなわち、「2項みなし配当」廃止がもたらしたものは、課税時期が遅くなっただけ（課税のタイミングの相違）であり、バイル・アウト行為について問題となるような所得種類の転換は起こらないのである。」（同書267-268頁）

9. ここで、単純なケースを例にとり、渡辺徹也氏の見解の妥当性を検討しておこう。すなわち、自己株式の取得とその1年後の法人の解散による残余財産の分配、ないしは、減資あるいは当該法人からの脱退等の事象の発生というケースである。

ある法人が配当可能利益を財源にして自己株式を取得すると、発行法人では、利益積立金の資本組入れという会計処理が行われ、売却株主（ただし公開買付けか相対取引の場合）にはみなし配当が発生し得る。そして、残存株主については、改正前には「2項みなし配当」が発生して配当課税が行われたが、改正後には「2項みなし配当」の廃止により、課税が繰り延べられる。当該法人が1年後に解散して残余財産が分配されるか、減資あるいは当該法人からの脱退等の事象が生

じた際に、「1項みなし配当」が発生して、そこで配当課税がなされる。これが渡辺徹也氏の解釈（「2項みなし配当」の「1項みなし配当」への吸収）である。

このようなケースにおいて、自己株式取得の時点＝利益積立金資本組入れの時点から1年（言うまでもなく単なる例示である）以内に、すなわち、売却株主Aに対して「1項みなし配当」が発生してから残存株主Bに対して「1項みなし配当」が発生するまでの間に、残存株主Bが当該法人の株式を処分した場合にみなし配当課税が行われるであろうか。答えは否である。改正後の「1項みなし配当」に該当する場合（合併、分割型分割、減資・解散、株式消却、自己株式取得、退社・脱退）のどれにも該当せず、したがって、株式譲渡益課税の対象とならざるを得ないことは明らかである。つまり、課税の繰延べが生じるのみならず、配当所得から譲渡所得への所得種類の転換が生じている。渡辺氏の課税の繰延べが生じているだけだという見解は、この例で言えば、この1年の間に株主がその保有する当該法人の株式を処分・売却しないということが前提されてはじめて妥当なことである。つまり、この1年の間に当該法人の株式を新たに取得した株主Cは、自己株式取得時点＝利益積立金資本組入れ時点には株主ではなく、したがって、利益積立金資本組入れに関してみなし配当について納税義務を負わないにも拘わらず、1年後の当該法人の解散等の事象の発生の時点には、みなし配当について納税義務を負う。他方、みなし配当について納税義務を負うべき株主Bはみなし配当課税をされることは免れるのである。

他方、「2項みなし配当」規定が残されていた場合にそれがどんな問題を生ずるかという点も大変興味のある問題であるが（例えば、自己株式取得時点＝利益積立金資本組入れ時点の直前に当該法人の株式を取得した株主は、その株価が殆ど変化しないにも拘わらず、持分の増加があったものとして、みなし配当課税がなされ、直前に処分した株主との間に不公平が生じるのではないかという疑問が残るが）、ここでは、これ以上立ち入らない。

10. わが国会社法における同様の問題を指摘し、最近の商法改正が、一方では公開株式会社のための会社法への進化であり、他方で、旧来の古い（すなわち、公開株式会社を前提にしない）会社法体系の残滓を引きずった、中途半端な改革であることを指摘したものに、上村達男『会社法改革』（岩波書店2002年）がある。
11. 拙稿「自己株式利益消却とみなし配当課税」（本誌第36巻第1号、2002年7月）